

災害時における滋賀県公共土木施設等の緊急災害応急対策業務に関する協定書

滋賀県知事(以下「甲」という。)と一般社団法人滋賀県測量設計技術協会会長(以下「乙」という。)とは、災害時における滋賀県公共土木施設等の緊急的な災害応急対策業務の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、地震・風水害等異常な自然現象および予期できない災害等が発生した場合において、甲が管理する公共土木施設(工事中の施設を含め、以下「所管施設」という。)等において発生した災害の緊急的な応急対策のための測量・調査・設計を実施するにあたり、甲および乙は協力して被害拡大の防止と被災施設の早期復旧に資することを目的とする。

(業務の実施範囲)

第2条 業務の実施範囲は、甲の所管施設等における災害発生箇所とする。

(業務の内容)

第3条 甲は所管施設等が被災し必要と認めるときは、乙に出動を要請することができるものとする。

- 2 乙の会員は、甲からの出動要請を受けた乙の指示に基づき、できる限り速やかに所管施設等の被害状況を把握し、必要に応じて「被害箇所状況調査票」(様式-2)および「被害状況報告書」(様式-3)を作成して、甲の所掌する事務所等の長(以下「事務所長等」という。)に結果を報告するよう努めるものとする。
- 3 乙の会員は、甲または事務所長等の指示により当該災害の応急対策のための測量・調査・設計を実施するよう努めるものとする。
- 4 乙は、前二項の被害状況の把握や災害応急対策のための測量・調査・設計業務を迅速に遂行できるよう日頃から体制の整備や必要な技術者等の確保に努めるとともに、乙の会員による連絡系統図および連絡一覧表からなる実施体制表を作成しておくものとする。

(業務の実施体制)

第4条 前条第2項に定める被害状況の把握および前条第3項に定める災害応急対策のための測量・調査・設計業務の実施体制表は、あらかじめ、乙から甲に提出しておくものとする。

なお、実施体制表に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第5条 第3条第2項に掲げる被害状況の把握に要する経費は乙が負担する。

- 2 第3条第3項の実施に際しては、出動した乙の会員と遅滞なく土木設計業務等委託契約を締結するものとする。

(甲、乙等の責務)

第6条 甲は、第3条第2項に掲げる乙の業務が、無償による社会貢献活動であることを理解し、その活動に対し過度な負担とならないよう十分な配慮をするものとする。

- 2 第3条第2項および第3項に掲げる業務に当たる協会員の編成および現場での業務の遂行は、乙の責任において行い、業務が迅速かつ効果的に実施できるよう努めるものとする。

(有効期間)

- 第7条 この協定の有効期間は、締結の日から、平成29年3月31日までとする。
- 2 前項に規定する期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、引き続き同一条件をもって本協定を期間の満了の日より1年間継続するものとし、当該期間が満了したときも同様とする。
- 3 本協定は、甲乙いずれかから申し出があった場合、双方の協議により廃止することができる。なお、申し出は、廃止しようとする日の30日前までに書面により行わなければならない。

(損害の負担)

第8条 業務の実施に伴い甲または事務所長等、乙または乙の会員双方の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、または派遣した技術者等ならびに各種資機材に損害が生じた場合には、乙または乙の会員はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲または事務所長等に報告するものとし、その措置については甲または事務所長等と乙または乙の会員が協議して定めるものとする。

(関係機関・関連団体等との調整)

第9条 甲が別途要請する関係機関や関連団体等と連携して業務を遂行する場合は、常に相互の立場を尊重して効率的に対応するものとする。

(連絡責任者の報告)

- 第10条 甲および乙は、本協定後すみやかに連絡責任者を定めるものとする。
- 2 前項の規定により連絡責任者を定めたときは、連絡責任者届（様式-4）により相手方に報告するものとする。連絡責任者に変更があった場合も同様とする。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項、または本協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定書は2通作成し、甲乙が各1通を保有する。

平成28年6月24日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事

三日月 大造



乙 滋賀県大津市打出浜3番7号
一般社団法人滋賀県測量設計技術協会
会長

田中 伸明

